



小山市パープルリボン運動



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク
(内閣府)

女性の約4人に1人は「配偶者等からの暴力」 を受けたことがあります※1

暴力は、加害者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。

特に、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))、性犯罪、セクハラ、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。

国では、毎年11月12日から25日までの2週間を、「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、全国で啓発活動を実施しています。

<小山市の取組内容>

市では、11月を「小山市パープルリボン運動」期間とし、その運動の象徴である「パープルリボン」等を活用し、暴力根絶を呼びかける運動を実施しています。

●3つのステップ●

①DV・女性に対する暴力に関して正しい知識を身につける。

殴る、蹴るだけが暴力ではありません！

無視する・大声で怒鳴る・生活費を渡さない・交友関係の制限
スマホを監視する・避妊に協力しない・性行為の強要
子どもに暴力を見せる…これらについてもDVに該当します。

近年は、交際中の
カップルの中で
様々な暴力が発生
する
『デートDV』も
増えています。

②悩んでいる人には、適切な相談窓口を紹介する。

- ・小山市配偶者暴力相談支援センター 0285-22-9602
- ・小山警察署 0285-31-0110
- ・DV相談+ (内閣府・24時間対応) 0120-279-889
- ・<https://soudanplus.jp> メールやチャットで相談可能
- ・とちぎ男女共同参画センター相談ルーム 028-665-8720
- ・ウイメンズハウスとちぎ(民間) 028-621-9993



DV相談プラス

③自分のまわりから、女性に対する暴力を許さない 社会を広げていきましょう。

<パープルリボン運動>

女性に対する暴力をなくすことを目的に、1994年にアメリカの小さな町で生まれ、現在40カ国以上の国々で実施されています。パープルリボンを身につけ、暴力の下に身を置いている被害者に「あなたは一人じゃないよ」と呼びかける、一人でも始めることができる運動です。

※1 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(R2年度)より、設問「配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から「身体的暴力」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある」のうち、「何度もあった」、「1,2度あった」と答えた女性は全体n=1,400人のうち、25.9%にのぼった。男性は18.4%であった。